

「民法(相続関係)等の改正に関する要綱案」の概要1

弁護士 茶木 真理子

第1 はじめに

平成30年1月16日、法制審議会民法(相続関係)部会により、「民法(相続関係)等の改正に関する要綱案」(以下「要綱案」という。)が取りまとめられた。民法の相続法制については、これまで30年以上にわたり実質的な見直しがされてこなかったところ、高齢化社会の更なる進展により相続人(特に配偶者)が相対的に高齢化していることや、家族の在り方に関する国民意識の変化といった社会情勢等を踏まえ、大幅に見直されることになった。要綱案における改正点は、①配偶者の居住権を保護するための方策、②遺産分割に関する見直し等、③遺言制度に関する見直し、④遺留分制度に関する見直し、⑤相続の効力等(権利及び義務の承継等)に関する見直し、⑥相続人以外の者の貢献を考慮するための方策と多岐にわたる。

本稿では、紙面の都合上、改正点のうち、まずは①及び②について取り上げ、その概要を見ていきたい。

第2 配偶者の居住権を保護するための方策

高齢化社会の進展に伴い、配偶者の居住権保護の必要性が高まっていることを受け、相続に伴う配偶者の居住権を保護するための方策が設けられることになった。

1 配偶者の居住権を短期的に保護するための方策

(1) 配偶者短期居住権の内容

被相続人の配偶者は、相続開始の時に被相続人所有の建物に無償で居住していた場合には、居住建物について無償で使用する権利(以下「配偶者短期居住権」という。)を取得する。

その期間は、当該建物を共同相続人間で遺産分割をする場合とそれ以外の場合(遺言等により配偶者以外の者が無償で居住建物を取得した場合)とに分け、前者は、遺産分割により居住建物の帰属が確定した日又は相続開始の時から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの間、後者は、居住建物の所有権を相続又は遺贈により取得した者が短期居住権消滅の申入れをした日から6か月を経過する日までの間となる。ただし、配偶者が相

続開始の時に居住建物に係る配偶者居住権(後記2)を取得したときは、この限りでない。後者の場合については、配偶者が欠格事由に該当し若しくは廃除によってその相続権を失ったときも、配偶者短期居住権を取得することができない。また、居住建物の所有権を相続又は遺贈により取得した者は、いつでも配偶者短期居住権の消滅の申入れをすることができる。

配偶者短期居住権は、比較的短期間の居住利益を保護するために配偶者に無償での使用を認める権利であることから、後記2の配偶者居住権と異なり、第三者対抗力までは付与されない¹⁾。

(2) 配偶者短期居住権の効力

配偶者短期居住権の効力については、概ね使用借権と同様の規律が設けられる²⁾。すなわち、配偶者は当該建物について用法遵守義務及び善管注意義務を負う。また、配偶者は短期居住権を譲渡できないし、他の全ての相続人の承諾を得なければ、第三者に居住建物の使用をさせることができない。必要費及び有益費の負担についても、使用貸借の場合と同様である。

(3) 配偶者短期居住権の消滅

配偶者が用法遵守義務等に違反した場合や、無断で第三者に居住建物を使用させた場合は、他の相続人は配偶者に対する意思表示によって配偶者短期居住権を消滅させることができる。配偶者が死亡したとき、又は、後記2の配偶者居住権を取得したときも、配偶者短期居住権は消滅する。

配偶者は、後記2の配偶者居住権を取得したときを除き、配偶者短期居住権が消滅したときは、居住建物の返還をしなければならない。居住建物の返還をするときは、配偶者は原状回復義務を負う。

2 配偶者の居住権を長期的に保護するための方策

配偶者に居住建物の使用のみを認め、収益権限や処分権限のない権利を創設することによって、遺産分割の際に、居住建物の所有権を取得する場合よりも低廉な額で配偶者が居住権を確保できることを意図した方策である³⁾。これにより、配偶者は居住権を確保しつつも、老後の生活資金として預貯金債権等を相続することが可能となる。

(1) 配偶者居住権の内容

配偶者は、相続開始の時に被相続人所有の建物に居住していた場合で、次のいずれかのときは、その居住していた建物の全部について無償で使用

及び収益する権利(以下「配偶者居住権」という。)を取得する。ただし、被相続人が相続開始の時に居住建物を配偶者以外の者と共有していた場合は、この限りではない。

- ・遺産分割によって配偶者居住権を取得するものとされたとき
 - ・配偶者居住権が遺贈の目的とされたとき
 - ・被相続人と配偶者との間に、配偶者に配偶者居住権を取得させる旨の死因贈与契約があるとき
- また、遺産分割の請求を受けた家庭裁判所は、次の場合に限り、配偶者が配偶者居住権を取得するとの審判をすることができる。
- ・共同相続人間で配偶者が配偶者居住権を取得することについて合意が成立しているとき
 - ・配偶者が配偶者居住権の取得を希望する旨を申し出た場合において、居住建物の所有者の受ける不利益の程度を考慮してもなお、配偶者の生活維持のために特に必要があると認めるとき

配偶者居住権の存続期間は、遺産分割協議や遺言に別の定めがあるとき、又は、家庭裁判所が審判で別の定めをしたときを除いて、配偶者の終身の間である。

配偶者短期居住権の場合は、これによって受けた利益については、配偶者の具体的相続分からその価額を控除することを要しないのに対し、配偶者が配偶者居住権を取得した場合は、その財産的価値に相当する価額を相続したものと扱う⁴。なお、配偶者居住権の財産評価方法については、今後検討するとされているが、相続税制との整合性を考慮する必要があるとの指摘がなされている⁵。

(2) 配偶者居住権の効力

配偶者居住権の効力については、概ね賃借権と同様の規律が設けられる⁶。すなわち、配偶者は当該建物について用法遵守義務及び善管注意義務を負う。また、配偶者は配偶者居住権を譲渡できないし、建物所有者の承諾を得なければ、居住建物の増改築や、第三者に居住建物の使用収益をさせることができない。居住建物の通常の必要費は配偶者の負担となるが、有益費の負担については賃貸借の場合と同様である。

対抗要件については、配偶者居住権の場合は登記のみとされ、建物の占有は対抗要件とはならない。居住建物の所有者は、配偶者に対し、配偶者居住権の設定の登記を備えさせる義務を負う。

(3) 配偶者居住権の消滅

配偶者が用法遵守義務等に違反した場合や無断で増改築をした場合、無断で第三者に居住建物を使用させた場合は、居住建物の所有者が相当の期間を定めて是正の催告をし、その期間内に是正されないときは、配偶者に対する意思表示によって配偶者居住権を消滅させることができる。配偶者が死亡したときも、配偶者居住権は消滅する。

配偶者は、配偶者居住権が消滅したときは、居住建物の返還をしなければならない。この時に、配偶者が原状回復義務を負う点は配偶者短期居住権と同様である。

第3 遺産分割に関する見直し等

1 配偶者保護のための方策(持戻し免除の意思表示の推定規定)

新たな配偶者保護の方策として、民法903条に、婚姻期間が20年以上の夫婦の一方である被相続人が、他の一方に対し、その居住の用に供する建物又はその敷地(配偶者居住権を含む)について遺贈又は贈与したときは、民法903条3項の持戻し免除の意思表示があったものと推定する、との規律が付け加えられる。よって、当該居住用不動産については、遺産分割における持戻し計算は不要となる。なお、「相続させる」遺言の場合も、本方策の規律を適用又は類推適用することができるものと考えられる⁷。

高齢化社会の進展等から配偶者死亡後の他方配偶者の生活保障の必要性が高まっていることや、婚姻期間が20年を超える夫婦の一方が他方に対して居住不動産を贈与等するときは、相手方配偶者の老後の生活保障として持戻し免除の意図を有している場合が多いと考えられることに基づくものである⁸。

2 仮払い制度等の創設・要件明確化

(1) 家事事件手続法の保全処分の要件を緩和する方策

最高裁平成28年12月19日決定(民法70巻8号2121頁)は、従前の判例を変更し、預貯金債権は相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となると判断した。この決定により、各共同相続人は、遺産分割が成立するまでは、全員の同意がなければ預貯金債権を行使することができなくなったため、資金需要があっても迅速な対応ができない。

この問題については、上記決定の補足意見において、家事事件手続法200条2項の仮分割の仮処分

を活用することが指摘されていたが、同項は「事件の関係人の急迫の危険を防止するため必要がある」ことを発令の要件としているため、実際に仮分割が認められる場合は限定される。

そこで、預貯金債権の仮分割に限り、家事事件手続法200条2項の要件を緩和することとし、同法に、家庭裁判所は、遺産分割の審判又は調停の申立てがあった場合において、相続財産に属する債務の弁済、相続人の生活費の支弁その他の事情により遺産に属する預貯金債権を行使する必要があると認めるときは、その申立てにより、遺産に属する特定の預貯金債権の全部又は一部を仮に取得させることができるとの規律が付け加えられる。ただし、この仮処分は、他の共同相続人の利益を害しないときに限り、認められる。

(2) 家庭裁判所の判断を経ないで、預貯金の払戻しを認める方策

(1)の方策で、預貯金の仮払いの要件が緩和されたものの、裁判所への保全処分の申立てが必要となることは相続人にとって依然として負担となる。このため、各共同相続人が、裁判所の判断を経ることなく、金融機関から預貯金債権の払戻しを受けることができる方策が必要となる。

そこで、各共同相続人は、遺産に関する預貯金債権のうち、その相続開始の時の債権額(口座ごと)の3分の1に当該共同相続人の法定相続分を乗じた額については、単独でその権利を行使することができる、との規律が新たに設けられる。さらに、上記範囲内であっても、裁判所の個別判断を経ずに定型的に預貯金の払戻しが認められる額は限定すべきである等の理由から⁹、預貯金債権の債務者(金融機関)ごとの金額の上限額も設ける。なお、その上限額については法務省令で定められる。

この場合において、当該権利の行使をした預貯金債権については、当該共同相続人が遺産の一部の分割によりこれを取得したものとみなすことになる。

3 一部分割

民法907条1項及び2項を改正し、遺産の一部分割ができることを明文化する。ただし、遺産の一部分割をすることにより、他の共同相続人の利益を害するおそれがある場合は、家庭裁判所に一部分割を請求することはできない。

4 遺産の分割前に遺産に属する財産を処分した場合

の遺産の範囲

遺産分割は、相続開始時に存在し、かつ、遺産分割時に存在する財産が対象となるとされている。よって、相続開始後、遺産分割前に処分され、遺産分割時に存在しない財産については、遺産分割の対象とはならない。しかし、共同相続人が遺産分割の対象に含める旨の合意をした場合には、遺産分割の対象から排除する必要はない。そこで、遺産分割前に遺産に属する財産が処分された場合であっても、共同相続人全員の同意により、当該処分された財産が遺産の分割時に遺産として存在するものとみなすことができる、との規律が新たに設けられる。

そして、その財産処分が共同相続人の一人又は数人によりされたときは、このような処分を行った者が処分をしなかった場合と比べて利得を得るということは許されないから、当該共同相続人が遺産分割の対象に含めることを拒絶できるというのは公平を欠く。そこで、当該共同相続人については、同意を得ることを要しないとされる。

- 1 民法(相続関係)等の改正に関する中間試案の補足説明・3頁
- 2 同上・5頁
- 3 同上・9頁
- 4 同上・4頁、11頁
- 5 同上・12頁
- 6 同上・12頁
- 7 中間試案後に追加された民法(相続関係)等の改正に関する試案(追加試案)の補足説明・10～11頁
- 8 同上・4～5頁
- 9 同上・18頁